

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・スポーツ交流局 観光課

法令名	通訳案内士法			法令番号	昭和24年法律210号			
手続名	全国通訳案内士の登録			根拠条項	第18条			
審査基準	通訳案内士法第20条、第21条及び通訳案内士法施行規則第16条による。							
	受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課	標準処理期間	30日
					標準経過期間		日	